

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰による町民の生活負担を軽減するとともに、住宅の省エネルギー化を促進するため、町内の住宅における窓の断熱改修に要する経費について、予算の範囲内で助成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「窓断熱改修工事」とは、既存住宅の窓について、断熱性能を向上させるために行う工事をいう。

2 この要綱において「補助対象製品」とは、国が実施する窓の断熱改修に係る補助事業において、断熱性能基準を満たすものとして補助対象製品に登録された製品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内の既存住宅で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者が所有し居住する者

(2) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象工事)

第4条 補助対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する窓断熱改修工事とする。

(1) 交付決定を受けた後に着手する工事であること。

(2) 使用する製品が第2条第2項に規定する補助対象製品であること。

(3) 他のリフォーム工事と併せて実施する場合にあっては、窓断熱改修工事に係る経費を明確に区分できること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象工事に直接要する材料費及び施工費その他町長が必要と認める経費とする。

2 他のリフォーム工事と併せて実施する場合は、窓断熱改修工事に係る経費のみを補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事を行う窓ごとに、その窓の面積に応じて、次の表に定める額とする。ただし、当該額が当該窓に係る補助対象経費を超える場合は、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。

窓の大きさ	窓の面積	1か所当たりの補助額
小	0.8㎡未満	30,000円
中	0.8㎡以上1.4㎡未満	50,000円
大	1.4㎡以上	80,000円

2 前項の窓の面積は、使用する補助対象製品の幅、高さ及び製品仕様書その他町長が認める資料に基づき算定するものとする。

3 同一の住宅に係る補助金の額は、300,000円を上限とする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事に着手する前に、真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事見積書の写し

(2) 工事予定箇所の写真

(3) 使用する補助対象製品のメーカー名、製品名、製品型番及びサイズ等が確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項第3号の書類について、工事見積書にメーカー名、製品名、製品型番及びサイズ等が明記されており、補助対象製品及び窓の面積が確認できる場合は、当該見積書をもって当該書類に代えることができる。

3 第1項の申請は、令和8年12月25日までに行わなければならない。

4 町長は、予算の範囲を超えることが明らかになった場合は、前項の期間内であっても申請の受付を終了することができる。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の届出等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、真鶴町先進的窓リノベ促進事業内容変更・中止届出書（様式第3号）に第7条第1項各号に掲げる書類のうち町長が必要であると認める書類を添えて、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに届出の内容を審査し、変更又は中止の承認の可否を決定し、真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、交付対象者に通知するものとする。

3 前項に規定する町長の承認を受けずに、又は工事着手後に工事の内容を変更し、対象工事費が増加した場合の当該増加分の経費は、補助対象外とする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 工事完了後の写真

(2) 工事に係る領収書の写し

(3) 工事費の内訳が確認できる書類

(4) 使用した補助対象製品のメーカー名、製品名、製品型番及びサイズ等が確認できる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、令和9年2月28日までに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助対象工事が適正に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金額確定通知書（第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金請求書（第7号様式）を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助対象工事を実施しなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

(調査等)

第14条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助対象者に対し必要な報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する

(失効規定)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第7条関係）

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（提出先）

真鶴町長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

補助対象住宅の所在地		真鶴町
工事請 負業者	所在地	
	名称	
	電話番号	
工事内容		添付の見積書のとおり
補助対象経費		円
交付申請額		円
予定工事期間		年 月 日から 年 月 日まで

☐ 補助対象住宅の所有者を確認するため、町が保有する固定資産課税台帳その他の税情報並びに住民基本台帳に記録された情報を閲覧することに同意します。

【添付書類】

1. 工事見積書の写し
2. 工事予定箇所の写真
3. 使用する補助対象製品のメーカー名、製品名、製品型番及びサイズ等が確認できる書類

※これらの事項が見積書に明記されている場合は、見積書をもってこれに代えることができる。

4. その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第8条関係）

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金交付・却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

真鶴町長

年 月 日付で申請のあった真鶴町先進的窓リノベ促進事業について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	☐ 交付決定 ☐ 却下
却下の理由	
補助対象住宅所在地	真鶴町
交付予定額	円
交付の条件	1. 工事の内容を変更し、または中止しようとするときは、工事に着手する前に町長に届け出ること。 2. 工事が完了したときは、令和9年2月28日までに関係書類を添えて町長に提出すること。 3. 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消します。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 要綱又は交付決定の条件に違反したとき。 (3) その他町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

第3号様式（第9条関係）

真鶴町先進的窓リノベ促進事業内容変更・中止届出書

年 月 日

真鶴町長 殿

交付対象者 住 所
氏 名
連絡先

真鶴町先進的窓リノベ促進事業の内容変更・中止について、次のとおり届け出ます。

区 分		☐ 変 更	☐ 中 止
変 更 内 容	変更前		
	変更後		
補助金変更交付申請額			
変更又は中止の理由			

第4号様式（第9条関係）

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

真鶴町長

年 月 日付で申請のあった真鶴町先進的窓リノベ促進事業内容変更・中止届出書について、次のとおり決定しましたので通知します。

区 分	☐ 変 更	☐ 中 止
決定区分	☐ 承認する	☐ 承認しない
変更内容		
変更前の交付予定額	円	
変更後の交付予定額	円	
承認しない理由		

第5号様式（第10条関係）

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金実績報告書

年 月 日

真鶴町長 殿

補助対象者 住 所
氏 名
連絡先

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金の対象工事が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助対象住宅所在地		真鶴町		
工事期間	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
補助対象経費		円		
交付決定額		円		
補助金確定額		円		

【添付書類】

1. 工事完了後の写真
2. 工事に係る領収書の写し
3. 工事費の内訳が確認できる書類
4. 使用した補助対象製品のメーカー名、製品名、製品型番及びサイズ等が確認できる書類
5. その他町長が必要と認める書類

第 6 号様式（第11条関係）

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

真鶴町長

次のとおり真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金の額を確定しましたので通知します。

交付対象者	住 所	
	氏 名	
補助対象住宅所在地	真鶴町	
補助対象経費	円	
交付確定額	円	
備 考		

第7号様式（第12条関係）

真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金請求書

年 月 日

真鶴町長 殿

請求者 住 所
氏 名
連絡先

つぎのとおり真鶴町先進的窓リノベ促進事業補助金の交付を請求します。

金 _____ 円

振込先金融機関名 及び支店	銀行・信金 農協・信組 本店・支所 支店・出張所 ()
口座種別	☐ 普通預金 ☐ 当座預金 ☐ その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

注 振込先口座は、交付対象者名義の口座に限ります。